

を、私費で購入し、自宅に設置している。このほか、安藤議員は、個人私費パソコン1台を事務所に設置し、各種名簿を管理するため、インターネットに接続せずに使用している。また、安藤議員の妻が、専ら妻自身のために購入したパソコン（個人私費パソコン）1台を自宅に設置し、妻が政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している。

なお、安藤議員については、1名の事務職員（金野富美代）、安藤議員の妻である安藤亮子が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

キ 安部議員について（丙16）

安部議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、①議員本人が、事務所、自宅、外出先等で、簡単な文書の作成や資料の閲読、インターネットによる情報収集に使用している本件タブレット、②事務所に設置して、議員本人と妻が、政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けている。

なお、安部議員については、安部議員の妻である安部まなみがパソコン等を使用して政務活動を補助している。

ク 洋一議員について（丙17）

洋一議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所に設置して、事務職員と洋一議員の妻が、政務活動に関する様々な文書や報告書、資料の作成、広報紙の原稿作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信などに使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けている。もっとも、洋一議員は、過去平成25年ノートパソコン等の貸与を受けていたものの、平成30年5月に破損した。そのため、洋一議員は、代替りのノートパソコンを私費で購入し、自宅に設置している。

なお、洋一議員については、1名の事務職員（石原三雄）、洋一議員の妻

である長谷川玲子がパソコン等を使用して政務活動を補助している。

ケ 中山議員について（丙18）

中山議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所に設置して、主として中山議員の妻が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けている。もともと、中山議員は、過去、平成25年ノートパソコン等の貸与を受け、事務所に設置して、議員本人が使用していたものの、平成27年9月、豪雨の際に車ごと水没して使用不能となった。そのため、平成28年4月、代替りのデスクトップパソコンを購入して事務所に設置し、主として事務職員が、情報管理の観点から、インターネットに接続せずに、名簿等の管理のために使用している。

また、平成23年2月頃に購入したノートパソコンを自宅に設置し、議員本人及び妻が、様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している。さらに、平成25年頃に購入したノートパソコンを事務所に設置し、過去事務職員が使用していたが、平成28年に上記デスクトップパソコンを購入した後は、議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している。事務所に設置しているパソコン等は合計3台となるが、中山議員、事務職員及び妻がそれぞれ1台ずつパソコンを使用するため、3名が同時に3台のパソコンを使用することが多い。

なお、中山議員については、1名の事務職員（下屋美保）、中山議員の妻である中山久美が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

コ 本木議員について（丙19）

本木議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、①事務所に設置している平成25年ノートパソコン等、②事務所に設置して、事務職員、議員本人

又は妻が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。もっとも、平成25年ノートパソコン等は故障して使用不能となったため、個人私費パソコンを事務所に設置しており、主として事務職員が使用している。

なお、本木議員については、平成30年9月までは2名の事務職員（新明英里、渡辺淳）、同月以降は1名の事務職員及び本木議員の妻である本木美也子が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

サ 佐藤議員について（丙20、証人佐藤議員7～8、14～16、32～33、38頁）

佐藤議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所に設置して、事務職員が、政務活動に関する様々な文書や資料の作成、インターネットによる情報収集などに使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けている。もっとも、佐藤議員は、過去本件タブレットの貸与を受け、議員本人が、現場、視察先その他の外出先に携帯して、写真撮影、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用していたものの、平成27年秋、台風被害の現場に持参した際に誤って水に落としてしまい、破損した。そのため、現在は、親族から譲り受けたタブレットを使用している。なお、佐藤議員は、東日本大震災でパソコン等を失ったことから、メールの送受信等をするためにiPadを購入し、その後、iPad mini（以下、「旧タブレット」という。）に買い換えて所持していたため、本件タブレットの貸与を受けた時点で、2台のタブレットを所持することとなった。佐藤議員は、本件タブレットの貸与を受けた後は、旧タブレットを持ち歩かず、主に自宅に設置して、メールの送受信等に使用していた。

また、佐藤議員は、平成23年12月に購入したデスクトップパソコンを事務所に設置し、議員本人が、様々な文書の作成や写真の整理、インタ

インターネットによる情報収集，メールの送受信等に使用している。さらに，平成26年7月に政務活動費を支出して購入したモバイルノートパソコンを，議員本人が外出先に携帯し，上記用途のほか，県政報告会の際のプロジェクター接続等に使用している。そして，事務所にはもう1台のパソコンを設置しており，事務所には合計3台のパソコンが設置されている。

なお，佐藤議員については，1名の事務職員（尾形ますみ）が，パソコン等を使用して政務活動を補助しており，平成29年秋までは，佐藤議員の弟である佐藤光も，政務活動を補助していた。

シ 石川議員について（丙21）

石川議員は，議会貸与ノートパソコンのほか，①自宅兼事務所に設置して，議員本人が，様々な文書の作成や写真の整理，インターネットによる情報収集，メールの送受信等に使用している平成25年ノートパソコン等，②自宅に設置して，議員本人と妻が，政務活動に関する様々な文書やインターネットによる情報収集等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。また，リースで購入したデスクトップパソコンを自宅兼事務所に設置し，名簿やデータ管理のため，インターネットに接続せずに使用している。

なお，石川議員については，石川議員の妻である石川由貴が，パソコン等を使用して政務活動を補助している。

ス 喜蔵議員について（丙22）

喜蔵議員は，議会貸与ノートパソコンのほか，①議員本人及びその息子が外出時に持ち運び，写真撮影や簡単なメモの作成に使用する本件タブレット，②自宅兼事務所に設置して，議員本人と息子が，政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットによる情報収集等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。また，購入したデスクトップパソコンを自宅兼事務所に設置しており，議員本人及

び息子が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信、後援会名簿の管理等に使用している。もっとも、自宅には、息子の私物であるパソコンが設置されているものの、政務活動のためには使用していない。

なお、喜蔵議員については、喜蔵議員の息子である佐々木亮介が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

セ 只野議員について（丙23）

只野議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、①自宅に設置して、議員本人及び妻が、質問原稿の作成など政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している平成25年ノートパソコン等、②事務所に設置して、議員本人と事務職員が、政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。

なお、只野議員については、平成30年10月17日当時、1名の事務職員（佐々木教義）と只野議員の妻である只野好子が、パソコン等を使用して政務活動を補助していた。

ソ 菊地議員について（丙24）

菊地議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所に設置して、議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けている。もっとも、同議員は、過去平成25年ノートパソコン等の貸与を受け、自宅に設置して、議員本人が、上記用途で使用していたものの、平成29年7月に破損した。そのため、菊地議員の自宅での政務活動に大きな支障が生じてしまうことから、妻が購入し個人用に使用していたパソコンをやむなく妻から借用し、これを自宅にお

いて政務活動のために使用している。また、個人で購入したデスクトップパソコンを事務所に設置しており、事務職員が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理等に使用している。

なお、菊地議員については、2名の事務職員（日野志津江、早坂憂）が、パソコン等を使用して政務活動を補助していたが、平成30年4月以降は、主に日野志津江が補助を行っている。

タ 伸二議員について（丙25）

伸二議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、自宅に設置して、議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している平成25年ノートパソコン等の貸与を受けている。もっとも、伸二議員は、過去平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けて、事務所に設置して使用していたものの、不具合が発生して使用することが難しくなったため、代わりに、同議員がそれまで使用していたノートパソコンを事務所に設置している。また、別のノートパソコンを個人で購入して事務所に設置し、主として事務職員が、上記用途で使用している。

なお、伸二議員については、1名の事務職員（遠藤栄光）が、パソコン等を使用して政務活動を補助しており、複数名のボランティアに補助を行ってもらうこともあるものの、その頻度や具体的な人数は不明であり、5名の親族がパソコン等を使用して政務活動を補助しているものとは認めることができない。

チ 細川議員について（丙26、弁論の全趣旨）

細川議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、平成30年12月までは事務所に設置し、同月に事務所を閉鎖した後は自宅に設置して、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信、スケジュール管理等に使用している平成25年ノートパ

ソコン等の貸与を受けている。もっとも、同議員は、過去平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受け、事務所に設置して、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信、スケジュール管理等に使用していたものの、平成30年12月に事務所を閉鎖したため、平成26年デスクトップパソコン等を補助参加人に返還した。また、政務活動費を支出してリースしたデスクトップパソコンを事務所閉鎖まで事務所に設置しており、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理等に利用していたが、事務所の閉鎖に伴い、自宅に移設した。

なお、細川議員については、現在は、パソコン等を使用して政務活動を補助する事務職員及び親族はいないものの、過去2名の事務職員（佐藤聖、吉田祥子）もパソコン等を使用して政務活動を補助していた。

ツ 村上議員について（丙27）

村上議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、①主に事務所に設置して、議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集等に使用している平成25年ノートパソコン等、②事務所に設置して、主として議員本人の妻が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。また、村上議員は、個人で購入したデスクトップパソコン2台を事務所及び自宅に1台ずつ設置しており、外出する際の持ち運び用としてモバイルノートパソコンも所持している。

なお、村上議員については、1名の事務職員（高橋由美）及び村上議員の妻（村上啓子）が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

テ 幸士議員について（丙28）

幸士議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、①自宅兼事務所に設置し

て、議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用するとともに、持ち運んで使用することもある平成25年ノートパソコン等、②事務所に設置して、議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットによる情報収集に使用していたものの、現在不具合が発生し余り使用していない平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。

また、幸土議員は、政務活動費を支出してリースしたデスクトップパソコンを事務所に設置し、情報セキュリティの観点から平成30年2月まではインターネットに接続せずに、議員本人とその妻が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、政務活動に必要な様々なデータの保存や名簿の管理等に使用している。そのほか、政務活動費を支出して購入したノートパソコンを自宅に設置して使用していたものの、不具合が生じており、現在はこれを使用していない。

なお、幸土議員については、妻である佐々木まなみが、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

ト 敦議員について（丙29）

敦議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、①議員本人が持ち運び、簡単なメモの作成や写真の撮影、インターネットによる情報収集等に使用している本件タブレット、②事務所に設置して、議員本人及びその母が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受け、③平成27年3月頃に個人で購入したノートパソコンを自宅に1台設置して、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している。

なお、敦議員については、母である長谷川美子が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

ナ 守屋議員について（丙30）

守屋議員は、補助参加人に所属した平成27年11月頃から、議会貸与ノートパソコンのほか、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受け、平成29年7月に事務所を開設した後には自宅から事務所に移動させ、議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の管理、インターネットによる情報収集等にこれを使用している。また、守屋議員は、私費で購入したノートパソコンを、自宅兼事務所に設置したり、出張先に持ち運んだりして使用している。

なお、守屋議員については、平成29年秋頃まで、息子の妻である守屋里美が、パソコン等を使用して政務活動を補助していた。

ニ 賢司議員について（丙31）

賢司議員は、補助参加人に所属した平成27年11月頃から、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所に設置して、主として議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けている。また、賢司議員は、自宅や事務所に設置して持ち運んで出張先において使用することもあるモバイルノートパソコン及び事務所に設置して使用するノートパソコンをそれぞれ所持し、政務活動のために使用している。

なお、賢司議員については、1名の事務職員（阿部加奈子）及び賢司議員の妻である佐々木千恵子が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

ヌ 横山議員について（丙32）

横山議員は、補助参加人に所属した平成27年11月頃から、議会貸与ノートパソコンのほか、①議員本人、事務職員又は議員の妻が、外出時や現地視察先に携帯して、写真撮影やインターネットによる情報収集等に使

用している本件タブレット，②事務所に設置して，主に議員本人が，政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理，個人情報等の管理等のため，インターネットに接続せずに使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。また，横山議員は，事務所に設置しているノートパソコン及び自宅で後援会活動や政党活動の関係にも使用しているノートパソコンをそれぞれ所持し，政務活動に関する様々な文書の作成等の政務活動等に使用している。

なお，横山議員については，1名の事務職員（藤原正宏）及び横山議員の妻である横山亜衣が，パソコン等を使用して政務活動を補助している。

ネ 勝幸議員について（丙33）

勝幸議員は，補助参加人に所属した平成27年11月頃から，議会貸与ノートパソコンのほか，①主として事務職員が，事務所内で又は外出の際に携帯して，インターネットによる情報収集，メール等に使用している本件タブレット，②自宅に設置して，議員本人及びその妻が，政務活動に関する様々な文書の作成や質問原稿，議会報告書，調査報告書の作成，インターネットによる情報収集，メールの送受信等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。また，勝幸議員は，事務所に設置しているノートパソコン及び議員本人が外出時に携帯するモバイルノートパソコンをそれぞれ所持し，政務活動等に使用している。

なお，勝幸議員については，平成30年以降は，3名の事務職員（香野朋広，香野芳廣，田中佑香）及び勝幸議員の妻である渡辺寛子が，パソコン等を使用して政務活動を補助しているが，平成30年までは，事務職員は2名であった。

ノ 遠藤議員について（丙34）

遠藤議員は，補助参加人に所属した平成27年11月頃から，議会貸与ノートパソコンのほか，①議員本人が，事務所内で又は外出の際に携帯し

て、インターネットによる情報収集やメールの送受信、文章やグラフ、表等を見るために使用している本件タブレット、②事務所に設置して、主に議員本人とその妻が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集、メールの送受信などに使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。

また、遠藤議員は、事務所に設置しているデスクトップパソコン及び自宅に設置しているノートパソコンをそれぞれ所持し、政務活動等に使用している。

なお、遠藤議員については、平成30年以降、2名の事務職員（引地貞利、佐野光孝）及び遠藤議員の妻である遠藤弓佳が、パソコン等を使用して政務活動を補助しているが、平成30年までは、事務職員は1名であった。

ハ 深谷議員について（丙35）

深谷議員は、補助参加人に所属した平成27年11月頃から、議会貸与ノートパソコンのほか、①議員本人が、自宅や外出先で、インターネットによる情報収集や、データ、グラフ等を見るために使用している本件タブレット、②平成29年12月に事務所から自宅に移動させて、議員本人及びその妻が、政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットによる情報収集、メールの送受信などに使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けている。また、深谷議員は、事務所に設置しているデスクトップパソコンを所持し、政務活動等に使用している。

なお、深谷議員については、同人の妻である深谷美奈子が、パソコン等を使用して政務活動を補助しており、過去1名の事務職員（中江ちか）が政務活動を補助していたものの、同事務職員は平成30年3月に退職した。

ヒ 庄田議員について（丙36）

庄田議員は、補助参加人に所属した平成27年11月頃から、議会貸与

ノートパソコンのほか、自宅に設置して、議員本人が、政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けている。また、庄田議員は、議員になる前に購入して事務所に設置しているノートパソコン2台を所持し、1台は政務活動用、もう1台は後援会活動用に使用している。さらに、庄田議員は、政務活動費を支出して購入し、外出先で使用するモバイルノートパソコンを所持し、政務活動等に使用している。

なお、庄田議員については、1名の事務職員（菊田はる奈）が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

フ 中島議員について（争いがない）

中島議員は、議会貸与ノートパソコン、自宅及び事務所にそれぞれ設置している個人私費パソコンを所持しており、補助参加人の退会に伴って、平成26年デスクトップパソコン等は返還した。また、中島議員は、過去本件タブレットの貸与を受けていたものの、本件タブレットは平成28年2月に破損した。なお、中島議員は、平成30年11月、補助参加人に再入会した。

なお、中島議員については、事務職員1名が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

ヘ 和喜議員について（争いがない）

和喜議員は、議会貸与ノートパソコンの貸与を受けており、貸与されていた本件タブレット及び平成26年デスクトップパソコン等は、それぞれ返還した。

なお、和喜議員については、パソコン等を使用して政務活動を補助する事務職員及び親族はいない。

ホ 齋藤議員について（争いがない）

齋藤議員は、議会貸与ノートパソコンの貸与を受けており、補助参加人

に所属する前に購入した個人パソコン2台を事務所に設置している。

なお、齋藤議員については、3名の事務職員及び1名の親族が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

マ 宗也議員について（丙37）

宗也議員は、補助参加人に所属した平成29年5月頃から、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所に設置して、宗也議員及びその妻が、政務活動に関する様々な文書の作成やインターネットによる情報収集、メールの送受信等に使用している平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けている。もっとも、宗也議員は、過去本件タブレットの貸与を受けたものの、不具合が生じていたため、新しいものを購入することとし、会派に事情を説明した上で本件タブレットは廃棄した。また、宗也議員は、自宅に設置しているノートパソコン及びモバイルノートパソコンをそれぞれ所持し、政務活動等に使用している。

なお、宗也議員については、同人の妻である高橋千賀子が、パソコン等を使用して政務活動を補助している。

ミ 前職議員について

前職議員のうち一部の者は、平成25年ノートパソコン等の貸与を受けたものの、いずれも破損しており、その後、一部の者が本件タブレットの貸与を受け、前職議員全員が平成26年デスクトップパソコンの貸与をそれぞれ受けたものの、いずれも補助参加人に対し返還されていることが認められる（弁論の全趣旨）。

ム 会派控室について

会派控室には、平成25年デスクトップパソコン等1セット（77万8050円）、本件タブレット1台（5万8800円）、平成28年デスクトップパソコン等（前記前提事実（第2の2(2)オ）のとおり、パソコンの台数は2台である。38万0970円）が設置されている。また、平成26

年デスクトップパソコン等は、会派控室内にある会派役員室に4セット設置されている。(前提事実, 丙20, 25)。

そして、平成25年デスクトップパソコン等1セットは、会派での様々な会議の記録の作成、会派や会派所属議員の各種広報活動、その他様々な調査活動における書面の作成、写真の編集・管理、印刷等に使用されている(丙20)。また、平成28年デスクトップパソコン等は、会派で雇用している事務職員が使用している(丙25)。そして、本件タブレットは、議員や事務職員が主として外出先で使用し、又は会派のホームページの更新等に使用している(証人中山議員29頁)。

また、会派役員室には、会長、幹事長、政調会長及び事務局長の合計4名の役員が使用する席があり(証人中山議員30頁)、役員控室に設置されている4セットの平成26年デスクトップパソコン等は、会派役員が役員室内で政務活動をするために使用されている。

4 検討

(1) 返還済みパソコン等について

前記2において説示したとおり、返還済みパソコン等については、上記認定事実を踏まえ、原告において、パソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したと認められるかどうかにつき検討する。

なお、原告は、各県議につき共通の主張として、議会貸与ノートパソコンを活用すれば、政務活動における用途を満たすことができるから、他のパソコン等は不要である旨主張する。しかしながら、前記認定事実によれば、議会貸与ノートパソコンは、県議会庁舎外に持ち出すことが禁止されており、議員は、議会貸与ノートパソコンを使用して県議会庁舎外における政務活動を行うことはできないことが認められる。他方、前記認定事実によれば、会

派及び議員の政務活動は、県政全般に及ぶものであり、その対象、方法等も広範かつ多岐にわたることが認められることからすれば、議員は県議会庁舎外でも政務活動を行う必要があるものと認められる。

そうすると、議員にとって政務活動のために議会貸与ノートパソコンの他にもパソコンが必要であることは明らかであるから、議会貸与ノートパソコンが存在することをもって、他のパソコン等は不要であるということとはできない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ア 中沢議員について

(ア) 前記認定事実によれば、中沢議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、平成25年ノートパソコン等の貸与を受けて自宅に設置しており、過去貸与を受けていた平成26年デスクトップパソコン等は補助参加人に返還し、別のパソコン（個人パソコンであるか、個人私費パソコンであるかは不明である。）を事務所に設置して使用しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、2台のパソコンは、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されており、他方、パソコンの使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する2名の事務職員であることが認められる。

そうすると、中沢議員は、本人及び事務職員2名の合計3名で、1台を自宅に、もう1台を事務所に設置して、これらの2台のパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、中沢議員に係るパソコン等が政務活動に係

る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、中沢議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、平成25年ノートパソコン等につき、そのサイズ及び重さに照らし、一般に持ち運びに向いていないから、中沢議員がこれを持ち運んで使用しているとは認められないと主張する。

しかしながら、前記のとおり、中沢議員は、平成25年ノートパソコン等を自宅に設置して使用していることから、原告の上記主張は、その前提を欠く。原告の主張を前提としても、ノートパソコンについては、デスクトップパソコンとは異なり、ノート型という性質上持ち運びが不可能なものではなく、持ち運びで使用することも有用であることからすると、そのサイズが一般に持ち運びに向いていないという事実をもって、直ちに当該ノートパソコンが持ち運んで使用されていないという事実を立証することはできない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

イ 相澤議員について

(ア) 前記認定事実によれば、相澤議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、本件タブレット及び事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、2台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員であることが

認められる。

そうすると、相澤議員は、事務所において2名で2台のパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、相澤議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、相澤議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対して、原告は、相澤議員が個人で購入したパソコンを使用していないにもかかわらず、補助参加人から貸与されたパソコンを使用しているとは考えられないと主張するものの、パソコン等が様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために極めて有用な機器であることを踏まえると、相澤議員は補助参加人から貸与されたパソコンを使用していると認めるのが相当であり、これを覆すに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) また、原告は、本件タブレットと平成26年デスクトップパソコン等の用途はほぼ同じであるから、2台とも必要とする理由がないと主張するものの、前記のとおり、相澤議員は、事務所において2名で2台のパソコン等を政務活動のために使用していることからすると、一人当たり1台のパソコンが使用されていると認めるのが相当であるから、原告の

主張は、前記判断を左右するものではない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

- (エ) さらに、原告は、タブレットは、一般的に長文の文書の作成には適さないから、本件タブレットを質問原稿等の文書作成のために利用しているとは考えられないと主張する。しかしながら、タブレットにおいても様々な文書作成ソフト及びタッチパネルが搭載され、タブレットが文書作成にも有用なものであることは、当裁判所に顕著な事実であり、原告の主張は、IT機器の活用が進展する社会の現状及びタブレットの有用性を正解しないものに帰し、採用することができない。

ウ 藤倉議員について

- (ア) 前記認定事実によれば、藤倉議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けてそれぞれ事務所に設置しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、2台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員及び藤倉議員の妻であることが認められる。

そうすると、藤倉議員は、事務所において3名で2台のパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、藤倉議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外

形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、藤倉議員に係る本件支出は、その後返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

- (イ) これに対し、原告は、藤倉議員は本件タブレットを活用していない等と主張するものの、前記認定事実によれば、藤倉議員は、本件タブレットの貸与を受けていないから、原告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

エ 仁田議員について

- (ア) 前記認定事実によれば、仁田議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、本件タブレット及び平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けて自宅兼事務所に設置するとともに、2台の個人私費パソコンを自宅兼事務所に設置しているため、仁田議員が政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて4台あるところ、4台のパソコン等は、様々な文書の作成、写真の整理、インターネットによる情報収集等をするために使用されており、他方、パソコンの使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員、仁田議員の妻及び息子であることが認められる。

そうすると、仁田議員は、自宅兼事務所において4名で4台のパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、写真の整理、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、仁田議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推

認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、仁田議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、タブレットは一般的に長文の文書の作成には適さないから、本件タブレットを質問原稿等の文書作成のために利用しているとは考えられないと主張するものの、前記イ(エ)において説示したとおり、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) また、原告は、タブレットをインターネットによる情報収集に用いるのみであれば、携帯電話でも代用できるから、本件タブレットは不要であると主張する。しかしながら、県議の政務活動においては、適時に正確かつ詳細な情報を入手することが必要であると認められるところ、インターネットを活用して詳細な情報収集を行うという観点からすれば、一般に携帯電話よりも大きな画面及び多様な機能を有するタブレットの方がより適していることは明らかであるから、携帯電話があれば直ちにタブレットが不要であるということとはできない。したがって、原告の主張は採用することができない。

オ 畠山議員について

(ア) 前記認定事実によれば、畠山議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けて自宅兼事務所に設置するとともに、個人私費パソコンを自宅兼事務所に設置しているため、畠山議員が政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、2台のパソコン等は、様々な文書の作成、メールの送受信、インターネットによる情報収集等をするために使用されており、他方、パソコンの使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する畠山議員の妻であることが認められる。

そうすると、畠山議員は、自宅兼事務所において2名で2台のパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、メールの送受信、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、畠山議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、畠山議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、タブレットをインターネットによる情報収集に用いるのみであれば、携帯電話でも代用できるから、本件タブレットは不要であると主張するものの、前記エ(ウ)において説示したとおり、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) また、原告は、畠山議員が本件タブレットの破損後に改めてタブレットを購入していないことからすれば、本件タブレットは政務活動のために必要ではなかったと主張する。

しかしながら、タブレット破損後にこれを再購入しなかった事実は、従前所持していたタブレットを政務活動のために用いていなかったことを直ちに推認させるものとはいえない。かえって、前記認定事実によれば、畠山議員は、本件タブレットの破損後は、携帯電話をスマートフォンに買い換えて、これを本件タブレットの代替として使用していることが認められることからすれば、畠山議員は、本件タブレットを使用していたと認めるのが相当である。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

カ 安藤議員について

- (ア) 前記認定事実によれば、安藤議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けて事務所に設置していること、過去貸与を受けた平成25年ノートパソコン等が破損した後に、その代替として購入したノートパソコンを自宅に設置していること、各種名簿を管理するためにインターネットに接続せず使用しているパソコンを事務所に設置していること、安藤議員の妻が購入したパソコンを自宅に設置し、同人が政務活動にも使用していること、そのため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて4台あるところ、4台のパソコン等のうち3台については、様々な文書の作成、日程の管理、メールの送受信、インターネットによる情報収集等をするために使用され、1台については、各種名簿の管理のためインターネットに接続せずに使用されていること、パソコンの使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員及び安藤議員の妻であること、以上の事実が認められる。

上記認定事実によれば、安藤議員は、3名で政務活動を行っており、自宅と事務所にそれぞれ2台のパソコン等を設置してこれらを使用し、事務所のパソコンの1台については、インターネットに接続せずに使用していることが認められる。

そうすると、様々な文書の作成、メールの送受信、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において一人当たり1台のパソコンを必要とするのが相当であり、そのうち1台については情報セキュリティの観点からインターネットに接続しないパソコンを利用することも合理性が認められることからすれば、原告において、安藤議員に係るパソコン

等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、安藤議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、安藤議員において平成25年ノートパソコン等が破損した後に改めてこれを購入していないことからすれば、平成25年ノートパソコン等は、政務活動のために必要ではなかったと主張するものの、前記認定事実によれば、安藤議員は、同パソコン等が破損した後、その代替としてノートパソコンを購入しているのであるから、原告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

キ 安部議員について

(ア) 前記認定事実によれば、安部議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、本件タブレット及び事務所に設置している平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受けているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、2台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する安部議員の妻であることが認められる。

そうすると、安部議員は、持ち運ぶこともある本件タブレットを使用するほか、事務所において2名で1台のパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソ

コンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であり、かつ、同一人が持ち運び用のタブレットと事務所用のパソコンの2台を所有することも、県議が様々な場所で政務活動を行う実情に照らし、合理性が認められることからすれば、原告において、安部議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、安部議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、タブレットをインターネットによる情報収集に用いるのであれば、携帯電話でも代用できるから、本件タブレットは不要であると主張するものの、前記エ(ウ)において説示したとおり、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) また、原告は、安部議員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前に個人でパソコンを購入していないことからすれば、安部議員は議会貸与ノートパソコン以外のパソコンを必要としていなかったといえりと主張する。

しかしながら、安部議員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前にパソコンを購入していなかったことを認めるに足りる的確な証拠はなく、前記において説示したとおり、会派及び議員の政務活動は県政全般に及ぶものであり、その対象、方法等も広範かつ多岐にわたるものであることに照らせば、県議会庁舎外でも政務活動を行う必要があるものと認められる。そうすると、政務活動のためには、議会貸与ノートパソコンの他にもパソコンが必要であることは明らかである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ク 洋一議員について

(ア) 前記認定事実によれば、洋一議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けて事務所に設置するとともに、過去貸与を受けていたものの破損した平成25年ノートパソコン等の代わりに私費で購入したパソコンを自宅に設置しているため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、2台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするために使用されており、他方、2台のパソコンの使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員及び洋一議員の妻であることが認められる。

そうすると、洋一議員は、自宅において洋一議員及び妻が使用するためにパソコンを1台設置し、事務所において3名で使用するためにデスクトップパソコンを1台設置して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、洋一議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、洋一議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、平成25年ノートパソコン等と平成26年デスク

クトップパソコン等の用途はほぼ同じであるから、2台とも必要とする理由がないと主張するものの、前記認定事実によれば、洋一議員は、自宅と事務所にそれぞれ1台のパソコンを設置して政務活動を行っているものであり、上記において説示するとおり、各仕事場において最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告の主張する事情は、前記判断を左右するものではない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

- (ウ) また、原告は、洋一議員が平成25年ノートパソコン等の貸与を受ける前に個人でパソコンを購入していないから、洋一議員は議会貸与ノートパソコン以外のパソコンを必要としていなかったと主張する。

しかしながら、洋一議員が平成25年ノートパソコン等の貸与を受ける前にパソコンを購入していなかったことを認めるに足りる的確な証拠はなく、前記において説示したとおり、会派及び議員の政務活動は県政全般に及ぶものであり、その対象、方法等も広範かつ多岐にわたるものであることに照らせば、県議会庁舎外でも政務活動を行う必要があるものと認められる。そうすると、政務活動のためには、議会貸与ノートパソコンの他にもパソコンが必要であることは明らかである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ケ 中山議員について

- (ア) 前記認定事実によれば、中山議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受けて事務所に設置していること、過去貸与を受けていた平成25年ノートパソコン等の代替として購入したデスクトップパソコンを事務所に設置し、情報管理の観点からこれをインターネットに接続せずに名簿等の作成のために使用していること、平成23年2月頃に購入したノートパソコンを自宅に設置し、これを中山議員と妻が様々な文書の作成、インターネットによる情報収

集、メールの送受信等に使用していること、平成25年頃に購入したノートパソコンを事務所に設置していること、そのため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて自宅に1台、事務所に3台あるところ、4台のパソコンのうち3台は、様々な文書の作成、日程の管理、メールの送受信、インターネットによる情報収集等をするために使用され、3名同時に3台を利用することが多いこと、他方、別の1台は、名簿等の作成のためにインターネットに接続せずに使用されていること、パソコンの使用者は、議員本人のほか、政務活動を補助する1名の事務職員及び中山議員の妻であること、以上の事実が認められる。

上記認定事実によれば、中山議員は、3名で政務活動を行っており、自宅に1台、事務所に3台のパソコン等を設置してこれらを使用し、事務所のパソコンの1台については、インターネットに接続せずに使用していることが認められる。

そうすると、様々な文書の作成、メールの送受信、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において一人当たり1台のパソコンを必要とするのが相当であり、更に情報セキュリティの観点からインターネットに接続しないパソコンを利用することも合理性が認められることからすれば、原告において、中山議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、中山議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

(イ) これに対し、原告は、中山議員において平成25年ノートパソコン等が破損した後に改めてパソコンを購入していないことからすれば、平成25年ノートパソコン等は政務活動のために必要ではなかったと主張するものの、前記認定事実によれば、中山議員は、平成25年ノートパソコン等の破損後にその代替としてパソコンを新たに購入していることが認められるのであるから、原告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

(ウ) また、原告は、中山議員が個人でパソコン等を3台購入しており、パソコン等の使用者は3名であるから、平成26年デスクトップパソコン等は不要であると主張する。

しかしながら、上記において説示したとおり、様々な文書の作成、メールの送受信、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、各仕事場において一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当である。これを中山議員についてみると、前記認定事実によれば、中山議員と妻は自宅においても政務活動に使用するため1台のパソコンを設置しているほか、その余の3台のパソコンを事務所に設置して、様々な文書の作成、日程の管理、メールの送受信、インターネットによる情報収集等をするために使用し、事務所においては3名同時に3台を利用することが多いことが認められることからすれば、自宅に1台、事務所に3台設置することには、合理性が認められるというべきである。そうすると、このような使用状況に照らすと、平成26年デスクトップパソコン等が不要であると認めることはできない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(エ) 次に、原告は、中山議員が平成26年デスクトップパソコン等について政務活動に使用していると供述するのであれば、購入費用全額について

て政務活動費を支出することができるにもかかわらず、50パーセント相当分を返還していることから、中山議員の供述は信用できないと主張する。

しかしながら、実際には本件用途基準に合致した支出であったとしても、パソコン等は汎用品であり、その性質上政務活動以外にも使用することが可能であることからすれば、中山議員が、対外的には政務活動のみに使用していることを合理的に立証することが困難であると判断して、自ら政務活動費の半額を返還したとしても不自然であるとはいえない。そうすると、政務活動費の半額を返還した中山議員の行為自体が、中山議員の供述の信用性を減殺するとまで認めることはできない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(オ) さらに、原告は、中山議員が事務所で複合機をリースしており、これを利用してカラープリントをすることができるから、平成26年デスクトップパソコン等のうちカラープリンターを使用しているか疑わしいと主張する。

しかしながら、中山議員においてカラープリントが可能な複合機をリースしていたとしても、前記認定事実によれば、中山議員の事務所では3名同時に3台のパソコンを利用することが多いという実情等を踏まえると、プリンターも同時に使用していることがうかがわれ、原告主張に係る事実から直ちにカラープリンターが政務活動のために使用されていないことを認めるに足りないというべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

コ 本木議員について

(ア) 前記認定事実によれば、本木議員は、議会貸与ノートパソコンのほか、事務所に設置している平成25年ノートパソコン等及び平成26年デスクトップパソコン等の貸与をそれぞれ受け、これらを事務所に設置して

政務活動に関する様々な文書の作成や写真の整理、インターネットによる情報収集に使用しているものの、平成25年ノートパソコン等が故障して使用不能となったため、その代替として個人私費パソコンを事務所に設置していることが認められる。そのため、政務活動に使用しているパソコン等は、議会貸与ノートパソコンを除いて2台あるところ、前記認定事実によれば、2台のパソコン等は、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするために使用されており、他方、パソコン等の使用者は、議員本人のほか、平成30年9月までは政務活動を補助する2名の事務職員及び本木議員の妻、同月以降は1名の事務職員及び本木議員の妻であることが認められる。

そうすると、本木議員は、事務所において、平成30年9月までは4名、同月以降は3名で2台のパソコン等を使用して政務活動を行っていることを踏まえると、様々な文書の作成、インターネットによる情報収集等をするなどして政務活動のためにパソコンを使用するに当たっては、最低限一人当たり1台のパソコンを必要とすると認めるのが相当であることからすれば、原告において、本木議員に係るパソコン等が政務活動に係る事務の遂行に全く使用されていないことを推認させる一般的、外形的事実又は2分の1を超えて使用されていない部分を主張する場合にはその按分割合を推認させる一般的、外形的事実を立証したものと認めることはできず、その他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、本木議員に係る本件支出は、その後に返還した2分の1を超えた部分につき違法なものであると認めることはできない。

- (イ) これに対し、原告は、本木議員において平成25年ノートパソコン等が破損した後に改めてパソコンを購入していないことからすると、平成25年ノートパソコン等は政務活動のために必要ではなかったと主張するものの、上記認定事実によれば、本木議員は、平成25年ノートパソ

コン等が破損した後は、その代替としてパソコンを購入しているのであるから、原告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

- (ウ) また、原告は、平成26年デスクトップパソコン等につき、本木議員は、調査等の写真の整理、インターネットによる情報収集等のために使用しているのみであるから、平成26年デスクトップパソコン等を活用していないと主張する。

しかしながら、前記認定事実によれば、本木議員は、平成26年デスクトップパソコン等を、政務活動に関する様々な文書の作成にも使用しており、原告の主張はその前提を欠く。そもそも県議による政務活動においては、調査等の写真を整理すること又はインターネットによる情報を収集することも必要であるものと認められ、パソコン等はこれらの整理又は収集に極めて有効であるといえるから、原告の主張は、当を得ないものである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

- (エ) さらに、原告は、本木議員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前には、個人でパソコンを購入していないことからすると、議会貸与ノートパソコン以外のパソコンを必要としていなかったといえると主張する。

しかしながら、本木議員が平成26年デスクトップパソコン等の貸与を受ける前にパソコンを購入したことがないことを認めるに足りる的確な証拠はなく、前記において説示したとおり、会派及び議員の政務活動は県政全般に及ぶものであり、その対象、方法等も広範かつ多岐にわたるものであることからすると、県議会庁舎外でも政務活動を行う必要があるものと認められ、このような活動状況に鑑みれば、政務活動のためには、議会貸与ノートパソコンの他にもパソコンが必要であることは明